

議案第 121 号 北海道国民健康保険財政安定化基金条例案

北海道国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第1項の規定により、北海道国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行の日（以下「法

施行日」という。)の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第81条の2第1項」とあるのは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第6条第1項」とする。

(基金の処分の禁止)

- 3 基金は、法施行日の前日までの間は、その全部又は一部を処分することができない。

説 明

国民健康保険法の改正に伴い、平成30年度以降における国民健康保険の財政の安定化を図るために必要な事業に要する経費に充てるための基金として、北海道国民健康保険財政安定化基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。